

農産物情報の提供・二次利用ガイド

平成 25 年6月

特定非営利活動法人

ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム

目次

第Ⅰ部 共通編.....	1
1. 本ガイドについて.....	1
1.1. はじめに.....	1
1.2. 本ガイドの目的と使い方.....	2
1.3. 本ガイドの想定利用者.....	2
1.4. 本ガイドの対象範囲.....	3
1.5. 本ガイドで使用する主な用語の定義.....	3
1.6. 関連する他のガイド及びガイドライン等について.....	5
2. 農産物情報の提供と二次利用.....	7
2.1. 農産物情報の二次利用.....	7
2.2. 農産物情報の種類（栽培仕様、栽培履歴等）と保有者.....	9
2.3. 二次利用における情報の積極的な活用.....	10
2.4. 商品情報から農産物の日々の情報へ、一方向から双方向への新しい潮流.....	11
2.5. 農産物情報の5つの主要な利用目的と期待される効果.....	12
2.6. 目的別の利用パターン・農産物情報の公開範囲.....	13
第Ⅱ部 情報提供編.....	17
1. 農産物情報の提供メリットについて.....	17
1.1. 保有する農産物情報の種類別の提供メリットの比較.....	17
2. 農産物情報サービス事業者等との関係における留意事項.....	19
2.1. 保有する農産物情報の種類別の留意事項.....	19
2.2. 提供の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認.....	21
2.3. 提供する情報の信頼性・品質.....	22
2.4. 農産物情報サービス事業者等が開示している情報の確認.....	22
第Ⅲ部 二次利用促進編.....	23
1. 農産物情報の二次利用メリットについて.....	23
1.1. 目的別、利用パターン別の二次利用メリット.....	23
1.2. 参考となる事例の成功要因とその効果の解説.....	25
2. 農産物情報保有者との関係における留意事項.....	31
2.1. 提供された情報の利用目的.....	31
2.2. 目的別、利用パターン別の留意事項.....	31
2.3. 提供を受ける際の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認.....	33
2.4. 提供された情報の信頼性・品質.....	34
3. 農産物情報サービス利用者との関係における留意事項.....	35
3.1. 目的別、利用パターン別の留意事項.....	35
3.2. 利用規約の作成.....	36
3.3. 情報サービス利用者に提供する情報の信頼性・品質.....	37
3.4. 情報開示による信頼の獲得.....	37

第Ⅰ部 共通編

1. 本ガイドについて

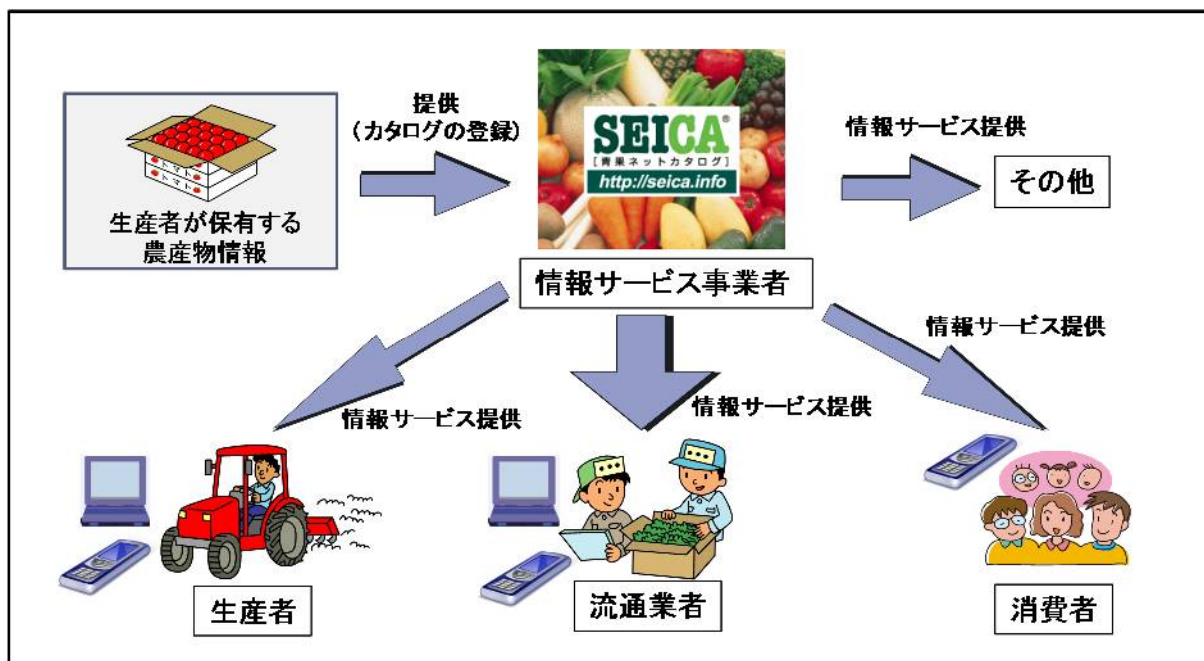
1.1. はじめに

① インターネットによる農産物情報の提供

現在、生産者が保有する農産物情報（栽培情報だけではなく、流通情報、販売情報、品質情報、評価情報などを含む）を消費者に提供する仕組みとして、インターネットを活用した事例がある。例えば SEICA¹は、生産者や栽培方法等の情報をホームページに登録し、全国の流通業者や実需者、消費者に情報を広く提供するシステムで、誰もが利用できる公的サイトである。これにより、生産者は、今までできなかった農産物や栽培方法等をアピールすることができるようになった。そして、流通業者、消費者はこれを見ることによって、生産者の顔や栽培へのこだわりを知り、安心して農産物を購入することができるようになった。この取り組みに対する生産者の反響は大きく、SEICA への登録数は、2002 年に公開されてから右肩上がりに増えており、登録された農産物カタログの数は 15,000 件程に上っている。

このように、生産者が農産物に関する情報を消費者等に提供する仕組みとして、インターネットが活用されている。

図表 1 インターネットによる情報提供例



② 農産物情報の提供により期待される効果

現在 SEICA 等で公開されている農産物情報は、主にカタログ情報（栽培方法等）であり、加

¹ <http://seica.info/>

えて栽培履歴・検査履歴・入荷/出荷履歴などの農産物情報も公開が可能になってきている。このような情報は、卸売業者、小売業者等に対する安心を生み出す情報であったり、不測の事態における原因究明の手がかりとなったりする。

今後は、農産物情報や、その他行政の情報等を活用することで、生産者、流通業者、消費者が現在よりも魅力的な商品の開発、販路開拓、品質の高い商品の調達、安心な商品の購入ができるようになる。この環境を推進していくためには、まず生産者が栽培情報を提供し、品質をアピールして販路開拓・拡大に役立てたり、消費者等からの要望のフィードバックを活用して魅力的な商品開発に役立てたりすることが期待されている。

1.2. 本ガイドの目的と使い方

本ガイドは、生産者・出荷団体、流通業者、消費者のそれぞれが情報保有者にも情報利用者にもなる新しい用途での農産物情報の二次利用を幅広く紹介・解説することにより、農産物情報の提供・二次利用の普及促進を進めることを目的とする。さらに、生産者・出荷団体が提供した農産物情報を流通業者や消費者が二次利用するという従来からの仕組みをさらに活性化させることも目的としている。

また、本ガイドは、この目的の実現に向けて、農産物情報のニーズの高い二次利用パターンや効果の高い先進事例を分かりやすく示しているため、今後農産物情報の提供と利用に取り組むときに基礎知識を学ぶために利用できる。

1.3. 本ガイドの想定利用者

本ガイドは、①今後情報サービス事業者等に農産物情報を提供しようとしている生産者・出荷団体、流通業者、②今後農産物情報を二次利用した情報サービスを提供したい情報サービス事業者等が知っておくべき内容について記述している。ここで、生産者は農業生産管理に取り組み、栽培情報等を保有し、農産物の生産にこだわりを持つ生産者全般とする。一方で、本ガイドの内容は、豊富な経験と高度な情報活用力を積み重ねている加工業者等には既に理解されている内容も多く含まれている。

各利用者が本ガイドで参照すべき箇所について図表 2 に示す。

図表 2 本ガイドの利用者と参照すべき箇所の対応

利用者	本ガイドの読むべき箇所
今後情報サービス事業者等に農産物情報を提供しようとしている生産者・出荷団体/流通業者	第Ⅰ部 共通編 第Ⅱ部 提供促進編 第Ⅲ部 利用促進編（推奨※）
今後農産物情報を二次利用した情報サービスを提供したい情報サービス事業者等	第Ⅰ部 共通編 第Ⅲ部 利用促進編

※情報サービス事業者等に提供した情報がどのように利用されるのかについての理解を深めるため

1.4. 本ガイドの対象範囲

本ガイドは、農産物情報の提供と二次利用及び農産物情報提供サービスの提供にあたり、生産者・出荷団体、流通業者、消費者及び情報サービス事業者等が最初に知っておくべき基礎知識と成功事例の紹介が中心である。また、農産物情報の流通への安心感を熟成するため、それぞれの立場において、情報保有者と情報サービス事業者等がまず学ぶべき留意点も紹介している。

本ガイドの内容は、全般に市場を通さない取引形態においてより役立つ内容となっている。

対象としている農産物情報は、生鮮農産物に限定せず、農産物全般の情報とする。また、行政機関の保有する情報等、二次利用の際に農産物情報と組み合わせて活用できる農産物情報以外の情報も対象とする。

本ガイドは、農産物情報の保有者として、情報を所有している生産者・出荷団体、流通業者、消費者を対象とする。

一方、情報サービス事業者等としては、インターネット等を活用し、Web・スマートフォン・携帯電話等を利用してサービス（ハードウェアリソースの提供を除く）を提供するクラウドサービス事業者を対象とする。

1.5. 本ガイドで使用する主な用語の定義

本ガイドで使用する主な用語の定義を以下に示す。これらの定義は、本ガイド内に限定して使用されているものであり、必ずしも一般的に使用されているものと一致しない場合がある。

- 農産物

農業によって生産されるもの。本ガイドでは野菜・果実・穀物などを対象としている。

- 農産物情報

生産者・出荷団体、流通業者、消費者から情報サービス事業者等に提供される栽培情報、流通情報、販売情報、品質情報、評価情報のこと。

- 生産者

農産物を生産する法人等のこと。

- 出荷団体

生産者が生産した農産物を集めて出荷する団体のこと。

- 流通業者

卸売業者ならびに小売業者のこと。

- 情報保有者

農産物情報を作成して保有している生産者・出荷団体、流通業者、調査会社等、及び評価情報を提供する消費者のこと。

- 情報サービス事業者等

農産物情報の提供を受け、これを利用して情報サービスを提供するクラウドサービス事業者等のこと。

- 情報サービス利用者

情報サービス事業者等が提供する情報サービスを利用する生産者・出荷団体、流通業者、消費者、コンサルタント等のこと。

- クラウドサービス

クラウドコンピューティングを用いて提供するサービスのこと。

- クラウドコンピューティング

クラウドコンピューティングとは ASP・SaaS の集合体。ASP・SaaS とは、特定または不特定ユーザーが必要とするシステム機能をネットワークを通じて提供するサービス。あるいは、そうしたサービスを提供するビジネスモデルのこと²。

- 情報の集約

生産者・出荷団体、流通業者、消費者から提供された情報を、情報サービス事業者等が共通のデータ形式や単位などに変換して一箇所に集め、自由に組み合わせて利用できるように蓄積すること。一般に集約された情報はデータベース化されている。

- 統計化

情報を集約・匿名化・分析して数量で表し、グラフ・表・地図などの形式で示すこと。

- マッシュアップ

集約された情報を別の情報と情報保有者の許諾を得た範囲内で自由に組み合わせて、利用者ニーズの高い付加価値情報を生成すること。

- 一次利用

農産物情報を保有する者が、自己の目的で、情報を利用・管理すること。

- 二次利用

生産者・出荷団体、流通業者、消費者が提供した情報を、情報サービス事業者等がそのまま活用することにより、あるいは提供された情報を、情報保有者の許諾を得て加工して活用することにより、情報保有者以外にサービスを提供すること。但し、情報サービス事業者等が、提供された情報を加工する場合は、情報保有者自身にサービスを提供することも二次利用に含まれる。

- 栽培情報

生産者情報、商品としてのカタログ情報、栽培履歴情報などから構成される生産者が提供する情報のこと。

- 栽培履歴情報

農産物としての履歴・検査記録、肥料・農薬の散布記録などから構成される生産者が提供する情報のこと。

- 流通情報

農産物の流通過程で生成されるトレーサビリティ情報等のこと。

- 販売情報

² <http://www.aspicjapan.org/cloud/index.html>

販売トレンド、在庫情報など、農産物のマーケティングに役立てられる情報のこと。

- 品質情報

果物の糖度や等級など、農産物の商品特性を表す情報のこと。

- 評価情報

味、外見、感想など、消費者や流通業者が農産物を評価した情報のこと。

1.6. 関連する他のガイド及びガイドライン等について

農産物情報に関連するガイド及びガイドラインには、以下のものがある。

- 食品表示関連

栽培情報等を消費者に提供する際には食品表示に係る法制度にも留意する必要がある。

- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成15年8月29日付け食安発第0829001号別添）
- 農林物資の規格化及び表示の適正化に関する法律（JAS法）
- 生鮮食品品質表示基準（改正平成20年1月31日農林水産省告示第126号）

- トレーサビリティシステム導入関連

本ガイドは、流通情報の提供と利用についても述べているが、これを実現するシステムの要件、効果、標準データ書式や識別子などには触れていない。流通情報の提供と利用を支援するICTシステムの導入の詳細については、トレーサビリティシステム導入関連の手引きやガイドラインを参照すること。

- 食品トレーサビリティシステム導入の手引き（「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会、平成19年3月改訂）
- ASP・SaaS・クラウドによる米・米加工品トレーサビリティサービス提供の手引き（平成24年7月）

- ASP・SaaS・クラウドに関するガイドライン等

本ガイドでは、情報サービス事業者等としてASP・SaaS・クラウド事業者を対象としている。安心して利用できる事業者の選択、事業者の情報セキュリティ対策のあり方、安心してサービスを利用するために利用者が知らなければいけないことなどについて詳しく知りたい方は、ASP・SaaS・クラウドに関するガイドライン等を参照すること。

- クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針（平成23年12月）³

³ http://www.soumu.go.jp/main_content/000138675.pdf

- ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン（ASP・SaaS の情報セキュリティ対策に関する研究会 平成 20 年 1 月）
- クラウドサービス利用者の保護とコンプライアンス確保のためのガイド（特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム 平成 23 年 7 月）⁴

⁴ http://www.aspicjapan.org/information/publish/guide_ptotect/pdf/jp_ver1.0.pdf

2. 農産物情報の提供と二次利用

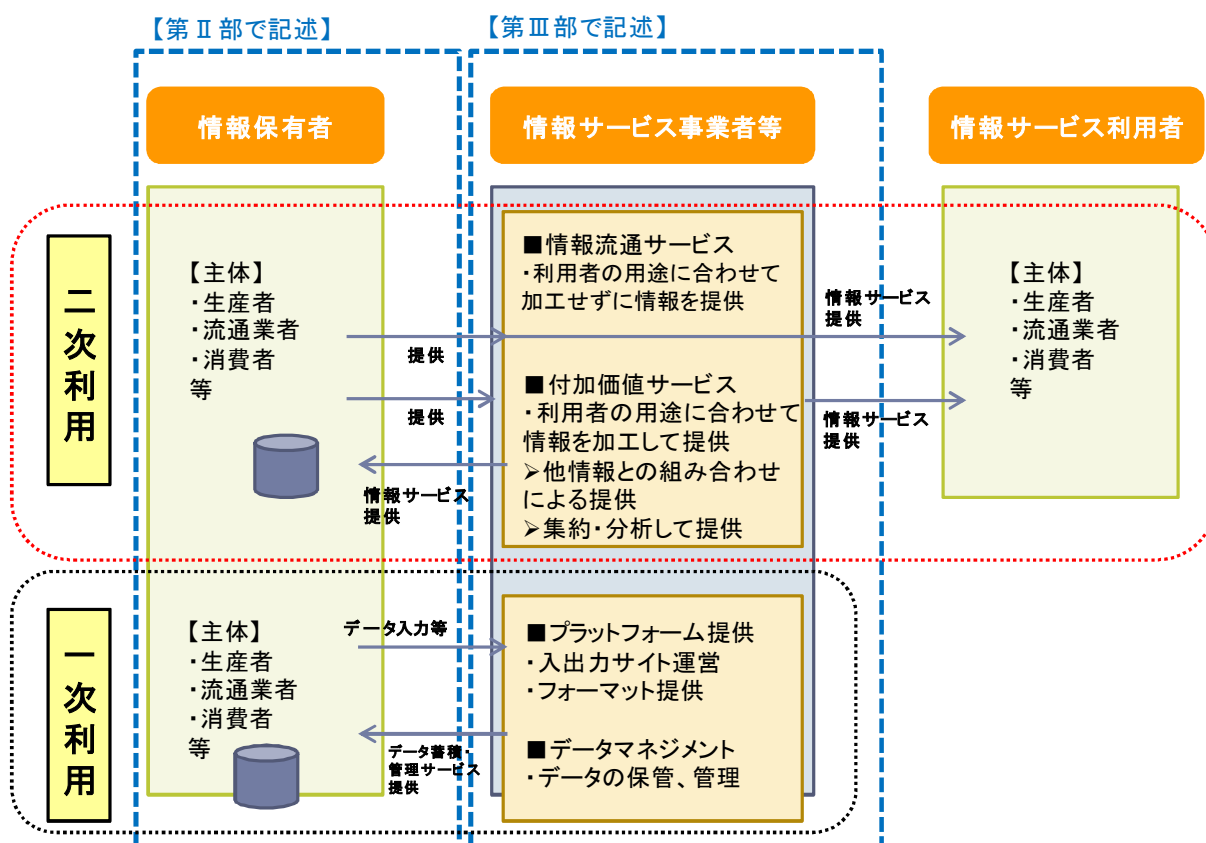
ここでは、農産物情報の提供と二次利用にあたり、知っておくべき基礎知識について概説する。

2.1. 農産物情報の二次利用

情報サービス事業者等が、農産物情報を他の領域の情報と一緒に二次利用し、個人としての消費者と双方向のコミュニケーションを行うことにより、新しいタイプのサービスが出現し、情報保有者に新たな便益を還元できるようになるものと期待されている。

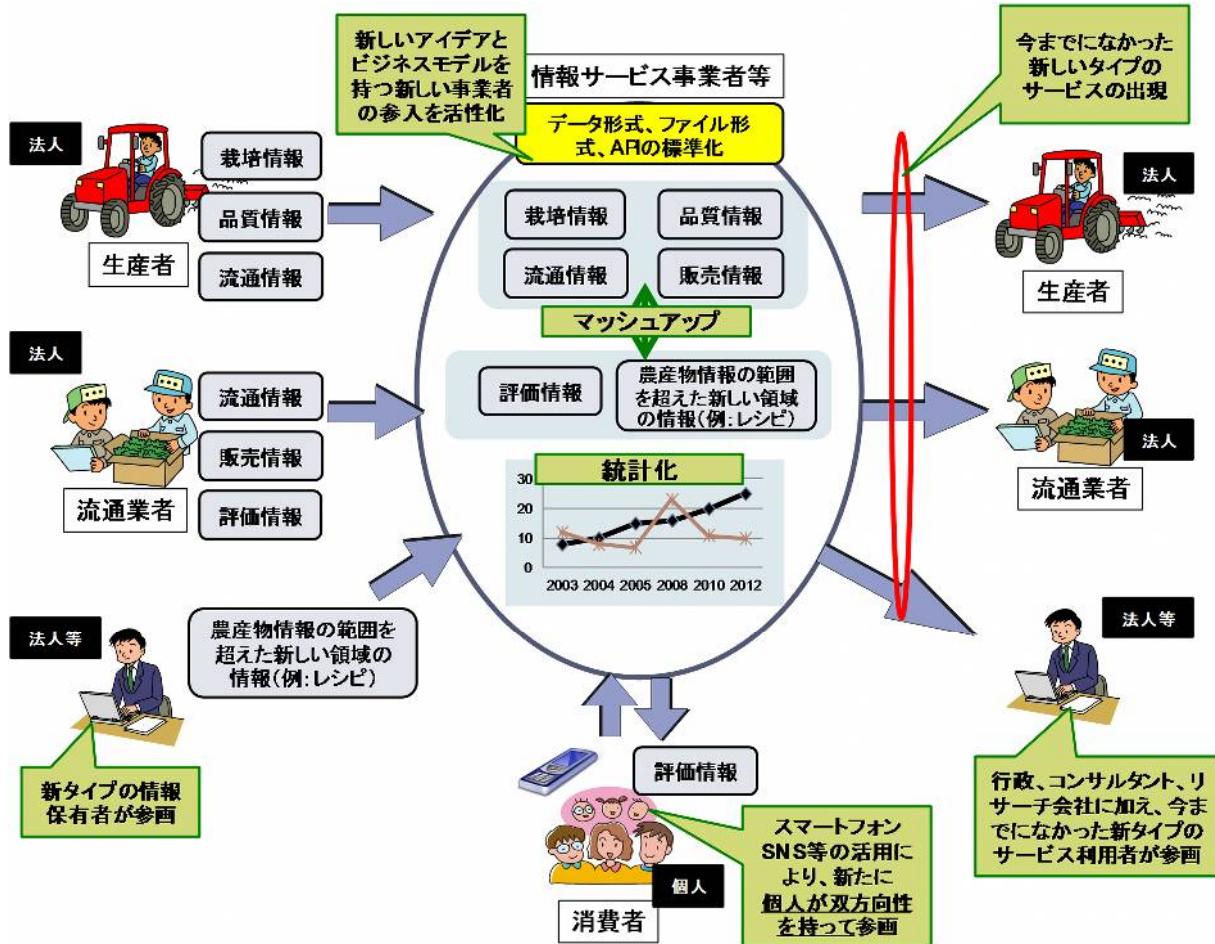
農産物情報の二次利用の定義について図表 3 に示す。

図表 3 農産物情報の一次利用・二次利用の概念図



二次利用には、情報保有者から提供された情報を、情報保有者の許諾を得た上で、情報サービス利用者の用途に合わせて、様々な情報と組み合わせる等の加工を行う場合がある。また、情報保有者は多数存在するため、情報サービス事業者等は、各情報保有者から提供された情報を、用途に合わせて加工し（もしくは加工せずに）、複数の情報サービス利用者に提供することとなる。図表 4 では、二次利用の全体イメージを表す。

図表 4 農産物情報の二次利用の全体像



一方で、生産者・出荷団体、流通業者、消費者が農産物情報を安心して提供し、情報サービス事業者等がこの情報を二次利用して安心な情報サービスを提供するためには、情報保有者や情報サービス事業者等が、情報の保有者と情報サービス利用者が異なることにより生じる新たな留意点を理解しておく必要がある。例えば、生産者は提供した情報が自分に利益をもたらすように利用されているか、提供した情報が古くなりすぎてこの利益が損なわれていないか、提供していない情報まで生産者が提供したと勘違いされていないかなどを、情報サービス事業者等に確認することが求められる。

また、多様な農産物情報の提供・二次利用を促進する観点から見ると、標準的なデータの提供方法や交換方法を用いることで、データを利用する際などにおける手間が軽減され、一層促進が期待される。標準的なデータの提供や交換方法を行う場合に、それぞれのデータが機械可読の形で提供されることが望ましい。また、共通 API⁵ を利用することで、提供された情報の活用が容易となり、情報サービス事業者等を通じた二次利用を、一層促すことに繋がる。

⁵ 共通 API とは、データの相互運用性を確保するための共通のデータ形式や通信規約を言う。

2.2. 農産物情報の種類（栽培仕様、栽培履歴等）と保有者

農産物情報には、栽培情報、品質情報、流通情報、販売情報、評価情報などがある。栽培情報は、生産者情報、商品としてのカタログ情報、農産物としての履歴・検査記録などから構成される。農産物情報は、生産者・出荷団体だけではなく、流通業者、消費者なども幅広く保有し、それぞれが情報サービス事業者等に提供することができる。図表 5 に、農産物情報を保有する情報保有者と、情報保有者が提供できる主な情報の種類を示す。

今後は、消費者が提供する評価情報を、生産者が知りたいというニーズが高まる。

図表 5 農産物情報の種類と保有者

情報保有者	提供できる主な情報の種類	含まれる主な情報
生産者（生産者・出荷団体）	栽培情報	・生産者情報 ・栽培仕様（カタログ）情報 - ー同じ商品に共通する栽培方法 - ー肥料成分の仕様 - ー農薬使用計画 等 ・栽培履歴情報 - ー肥料・農薬の散布記録 - ー検査情報（残留農薬濃度等） - ー収穫記録 等 ・出荷計画 ・出荷記録
	品質情報	・糖度 ・等級
	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報
流通業者（卸売業者、仲卸業者、小売業者等）	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報
	販売情報	・在庫 ・販売計画 ・商品規格
	評価情報	・味 ・外見 ・感想
消費者	評価情報	・味 ・外見 ・感想

2.3. 二次利用における情報の積極的な活用

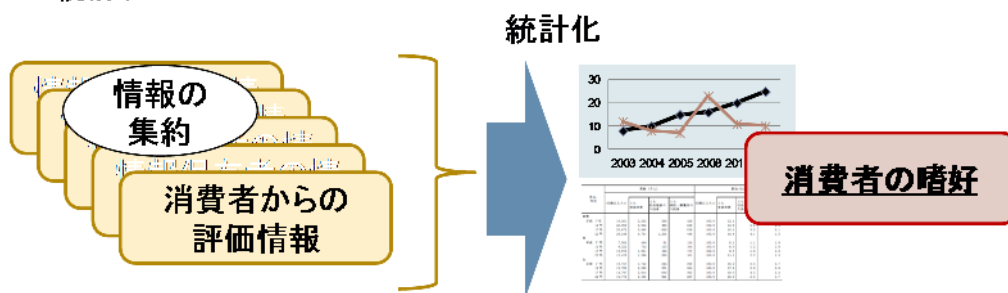
農産物情報を情報サービス事業者等が二次利用して情報サービスを提供するにあたり、情報の付加価値が高まるように加工し、情報サービス利用者に提供することがある。この方法を取ることで、情報サービスは利用者にとってより便利で効果の高いものとなる。さらに、加工による情報の多様化がサービス内容の多様化を生み、情報サービス利用者層の拡大にも貢献することができる。

情報サービス事業者等が付加価値を高めるための情報加工を行う方法には、統計化（図表 6 参照）、マッシュアップ（図表 7 参照）の 2 つがある。統計化は洞察力を生み出すための付加価値を与え、マッシュアップは情報利用の幅を大幅に拡大するという付加価値を与える。

本ガイドでは、統計化・マッシュアップ等により農産物情報の提供サービスの普及拡大がさらに活性化されるように、成功事例の紹介等を行っている。

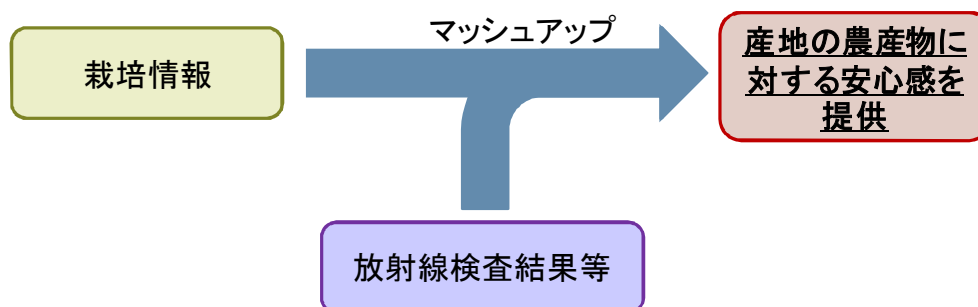
図表 6 集約・分析による統計化のイメージ

パターンⅠ：統計化



図表 7 マッシュアップのイメージ

パターンⅡ：マッシュアップ



2.4. 商品情報から農産物の日々の情報へ、一方向から双方向への新しい潮流

本ガイドでは、農産物情報の従来型・発展型・進化型の二次利用パターンについて、成功事例紹介と周知により、さらなる普及拡大を目指す（図表 8 参照）。

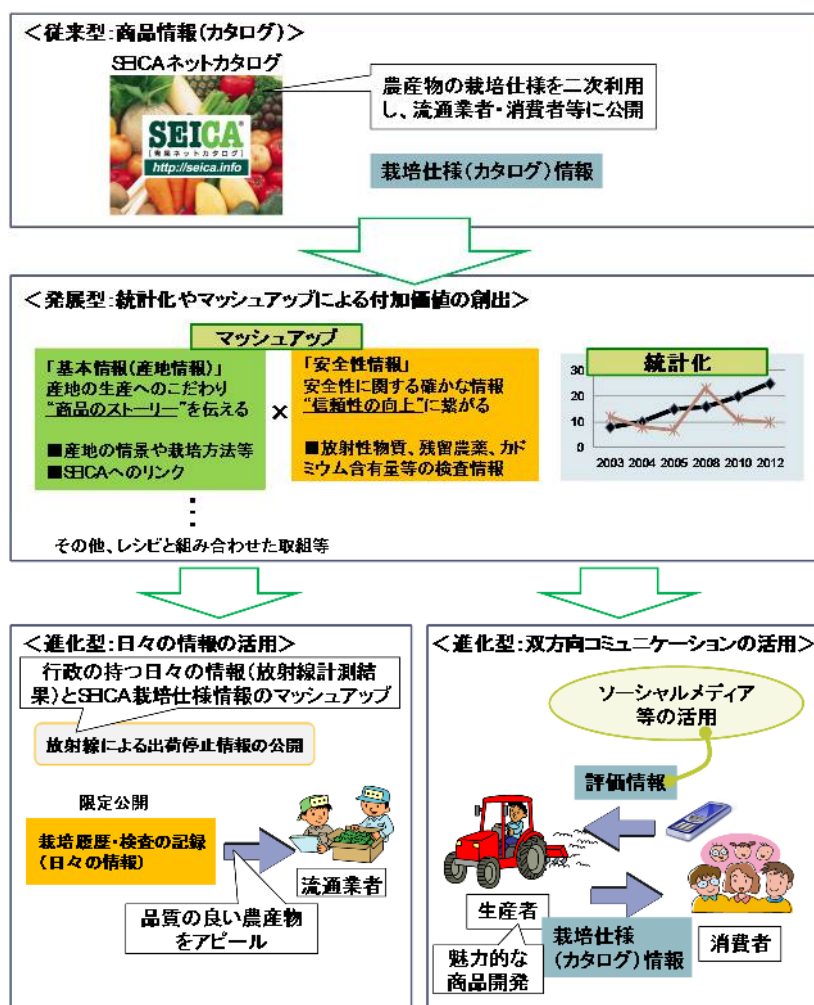
最初の二次利用方法は従来型である。商品としてのカタログ情報を生産者が提供し、流通業者や消費者が二次利用するものである。SEICA やいばらき農みるねっとはこの代表例である。

次の二次利用方法は統計化やマッシュアップによる付加価値創出である。例えば第三者が検査した結果とのマッシュアップにより、信頼性の高い食品の安心・安全の情報が提供できる。

さらに、進化型として、日々作成される情報（農産物としての履歴・検査記録、行政による日々の計測結果等）を二次利用し、B2B における品質管理などに役立てる形態が考えられる。

また、ソーシャルメディアやスマートフォンの急速な進歩に伴い、消費者評価の活用に注目が集まり始めており、消費者と流通業者、消費者と生産者、消費者同志の双方向コミュニケーションを活用するマーケティング領域における農産物情報の新しい二次利用パターンとして、生産者や流通業者の注目を集めている。

図表 8 農産物情報二次利用の現状と進化



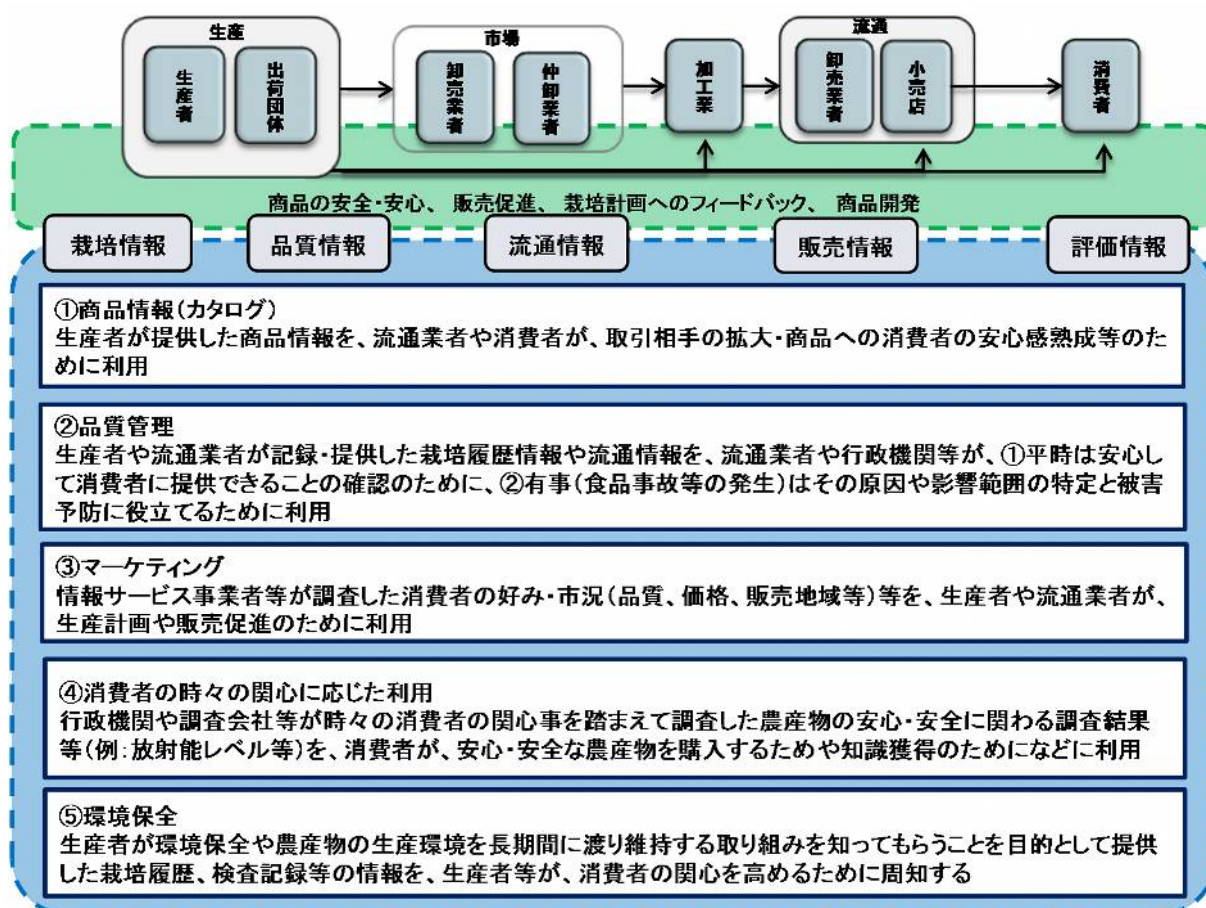
2.5. 農産物情報の 5 つの主要な利用目的と期待される効果

本ガイドが取り扱う農産物情報を二次利用する主たる目的は、①商品情報（カタログ）の活用、②品質管理、③マーケティング、④消費者の時々々の関心に応じた情報提供、⑤環境保全の 5 つである（図表 9 参照）。

このうち、②の品質管理は生産者から流通業者に至るサプライチェーンの中の B2B 領域の関係者にとっての目的であり、⑤は行政がその政策への消費者の参加を促すことを目的としたもの、①③④は消費者のニーズと動きに主眼を置いた生産者・流通業者・調査会社・コンサルタント等の取り組みであると分類することができる。

従来の農産物情報の利用は①②の目的が中心だったが、今後は③④⑤も含めた多角的な発展を目指していくため、本ガイドではこれら 5 つの利用目的について、効果の高い二次利用パターン、メリット、留意点等を解説していく。

図表 9 5 つの利用目的の類型

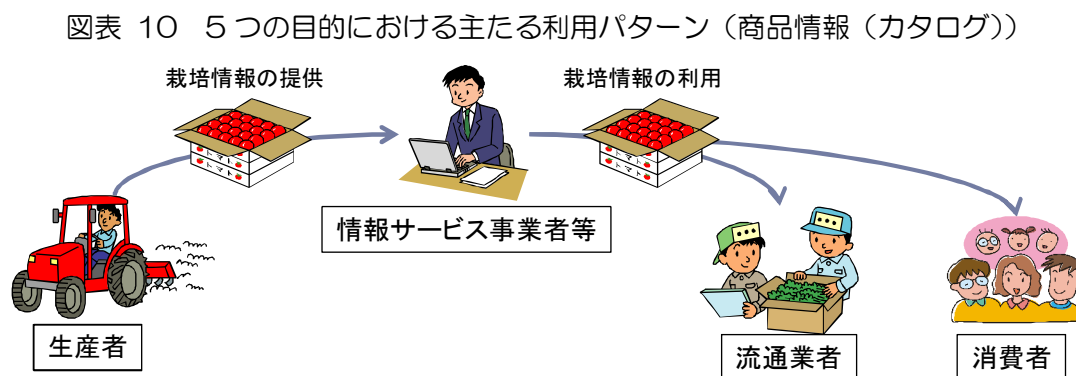


2.6. 目的別の利用パターン・農産物情報の公開範囲

前節で示した農産物情報の5つの主要な利用目的に対し、情報の主要な二次利用パターンと情報公開の範囲を例示した（図表 10～16 参照）。このうち、消費者が関与しているものは一般への幅広い情報サービス提供、それ以外のものは B2B の商取引の範囲に限定された情報サービス提供（以後、「限定公開」という。）と整理される。

① 商品情報（カタログ）の利用パターン

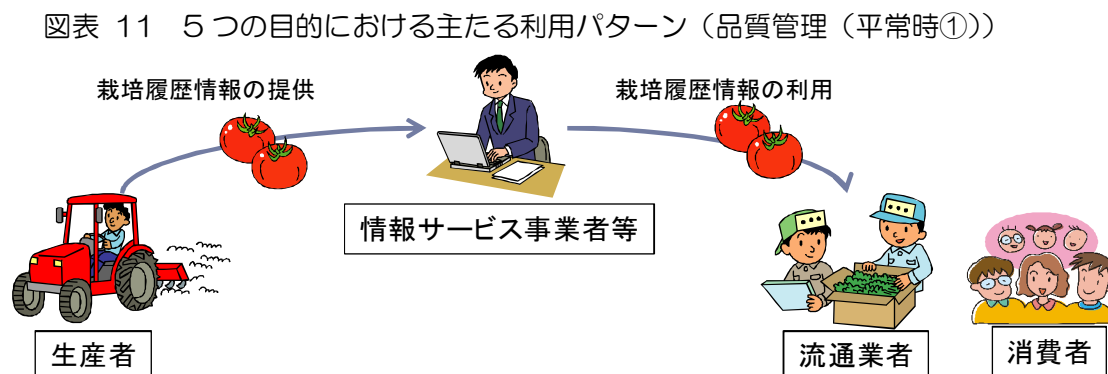
生産者は、消費者や流通業者が安心して購入するために農産物の情報を提供する。



② 品質管理の利用パターン

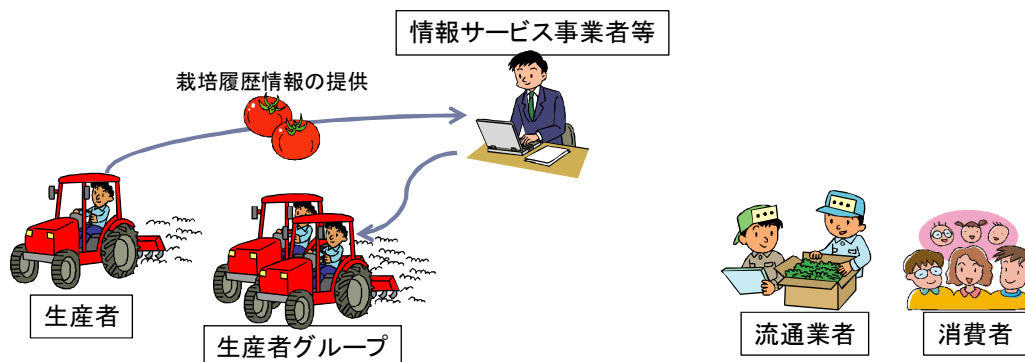
②-1 平常時の場合

流通業者は、生産者から仕入れる農産物を、安心して消費者に提供できるかを確認するために栽培履歴情報（検査情報等）や品質情報を利用する。



また、生産者のノウハウに関わる栽培履歴情報は、産地等の生産者グループ内でのノウハウ共有のためにも利用できる。

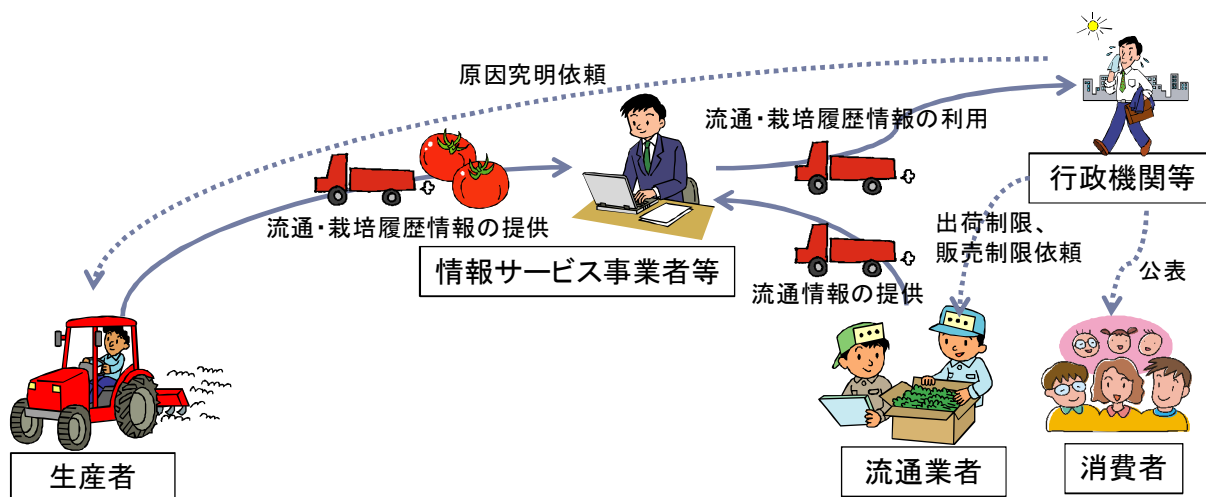
図表 12 5つの目的における主たる利用パターン（品質管理（平常時①））



② -2 有事（食品事故等の発生）の場合

食品事故等が発生した場合、農産物が消費者に渡るまでに関わる団体（生産者及び流通業者）における流通過程の情報（流通情報）と栽培履歴情報を、法律に従って行政機関等が利用し、原因や影響範囲の特定と被害の予防に役立てる。

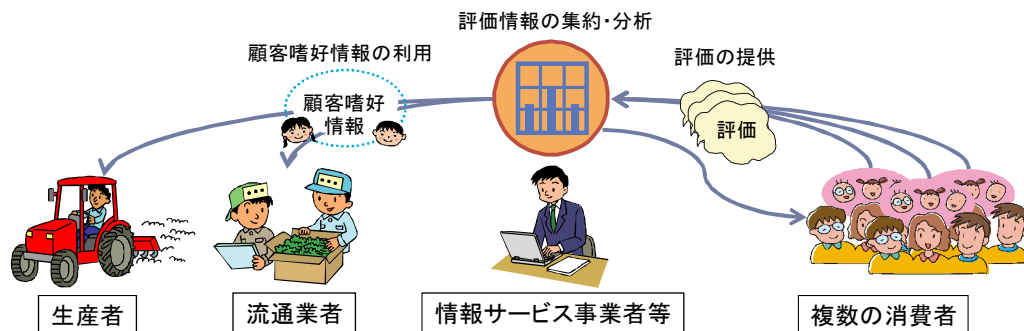
図表 13 5つの目的における主たる利用パターン（品質管理（有事の場合））



③ マーケティングの利用パターン

消費者からの農産物に関する評価情報を情報サービス事業者等が集約・分析し、顧客の嗜好情報として、流通業者や生産者に提供する。

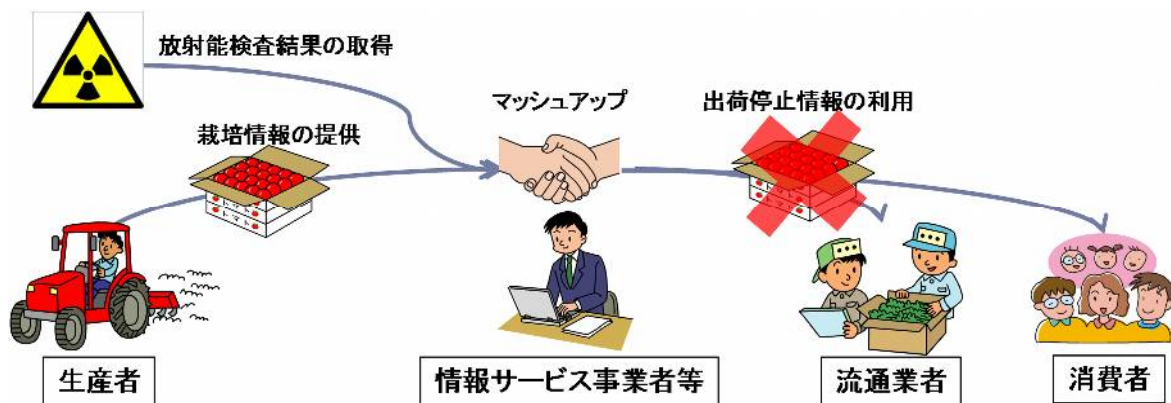
図表 14 5つの目的における主たる利用パターン（マーケティング）



④ 消費者の時々に関心に応じた利用パターン

情報サービス事業者等は、農産物の情報に消費者の時々に関心に応じた情報を組み合わせて提供する。

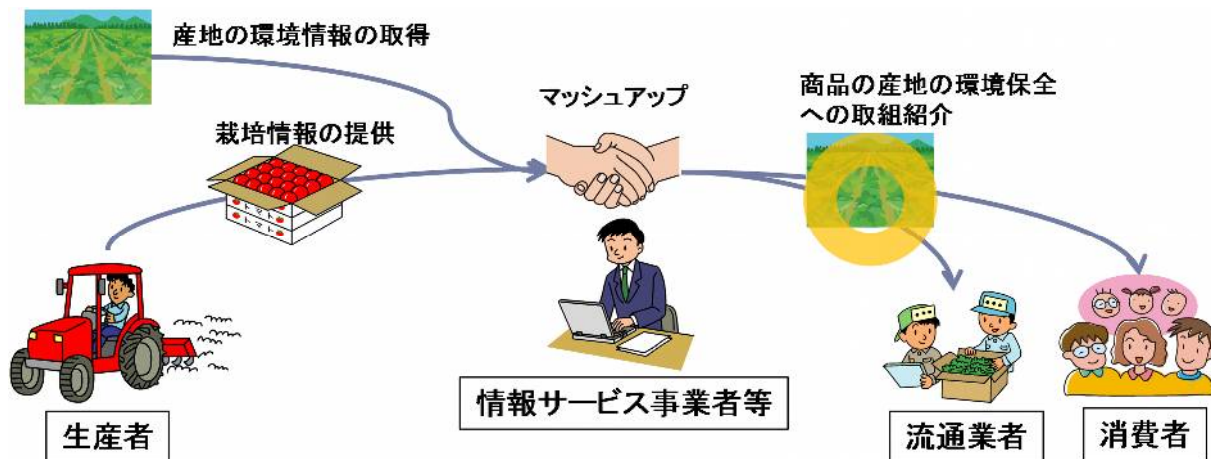
図表 15 5つの目的における主たる利用パターン（消費者の時々に関心に応じた利用）



⑤ 環境保全の利用パターン

情報サービス事業者等は、農産物の情報に産地の環境情報等をマッシュアップして消費者に提供することで、消費者の環境保全への関心を高める。

図表 16 5つの目的における主たる利用パターン（環境保全）



第Ⅱ部 情報提供編

第Ⅱ部では、情報保有者が農産物情報を情報サービス事業者等に提供する際に知っておくべき提供メリットと留意事項について述べる。

1. 農産物情報の提供メリットについて

1.1. 保有する農産物情報の種類別の提供メリットの比較

農産物情報を提供・二次利用することで、情報保有者、情報サービス利用者双方ともにさまざまなメリットを得ることができる。ここでは、保有する農産物情報の種類別の提供メリットを図表 17 にまとめた。

図表 17 農産物情報の主な提供メリット

情報保有者	主な情報の種類	含まれる主な情報	提供する主なメリット
生産者 (生産者・出荷団体)	栽培情報	・生産者情報	○生産者の名前、住所、問い合わせ先、所属組織等の情報を提供することで、流通業者や消費者などに広くアピールすることができ、販路開拓、販売拡大に繋がる。 ○生産者の問い合わせ先の提供により、消費者からの要望を取り入れることができ、商品開発に役立つ。
		・栽培仕様 (カタログ) 情報 ー同じ商品に共通する栽培方法 ー肥料成分の仕様 ー農薬使用計画 等	○栽培方法や肥料成分の使用、農薬使用計画等を提供することで、流通業者や消費者に広く商品をアピールでき、販路開拓、販売拡大に役立つ。 ○生産者情報と併せて提供することで、消費者の産地イメージアップに繋がる。 ○肥料、農薬などの成分や散布時期等の栽培方法に関する情報を提供することで、流通業者、消費者に農産物の品質をアピールできる。
		・栽培履歴情報 ー肥料・農薬の散布記録 ー検査情報(残留農薬濃度等) ー収穫記録 等	○栽培履歴情報を流通業者に提供することで、流通業者に農産物の品質をアピールすることが可能となり、販路拡大、購買促進に繋がる。 ○検査結果情報を提供することで、流通業者や消費者へ安心を与えることができる。 ○有事の際(食品事故等)に栽培履歴情報を提供することで、原因の早期発見、影響範囲の特定に役立つ。
		・出荷計画	○農産物の品目別の出荷時期や出荷計画量を提供することで、流通業者の仕入れ先の選定に利用され、販路開拓、販売拡大に役立つ。
		・出荷記録	○農産物のロット単位での出荷記録を提供することで、トレーサビリティの確保に役立つ。 ○有事の際(食品事故等)に出荷記録を提供する

			ことで、原因の早期発見、影響範囲の特定に役立つ。
	品質情報	・糖度 ・等級	○農産物の糖度、等級等を流通業者に提供することで、農産物の品質及び商品の差別化をアピールすることができ、販路開拓、販売拡大に役立つ。
	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報	○有事の際（食品事故等）には、農産物の入出荷情報や場所の情報から、原因の早期発見や影響範囲の特定に役立つ。
流通業者（卸売業者、仲卸業者、小売業者等）	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報	○有事の際（食品事故等）には、農産物の入出荷情報や場所の情報から、原因の早期発見や影響範囲の特定に役立つ。
	販売情報	・在庫 ・販売計画 ・商品規格	○在庫や今後の販売計画等を生産者に提供することで、生産者からの農産物の安定供給を受けることに繋がる。
	評価情報	・味 ・外見 ・感想	○生産者に、仕入れた農産物の味や外見等の評価情報を提供することで、流通業者が必要とする農産物の仕入れに役立つ。
消費者	評価情報	・味 ・外見 ・感想	○生産者や流通業者に、購入した農産物の味や外見等の評価情報を提供することで、消費者が好む商品開発に繋がる。また、感想を伝えることで生産者との距離を縮めることに繋がる。

2. 農産物情報サービス事業者等との関係における留意事項

2.1. 保有する農産物情報の種類別の留意事項

農産物情報を提供・二次利用することは、情報保有者、情報サービス利用者双方がさまざまなメリットを得ることができる一方、留意しなければならない点もある。図表 18 は、保有する農産物情報の種類別の留意事項をまとめたものである。重要なことは、以下の2点である。

- 提供した情報がどの範囲で利用・加工されるのかを必ず確認する。前者の場合、提供した栽培方法などの情報は所有者のノウハウではなくなり、所有者の権利として保護されなくなってしまうことに留意する。
- 肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報を提供する場合には、情報サービス利用者の知識不足等により、正しく理解されないリスクがあることに留意する。

図表 18 情報サービス事業者等との関係において農産物情報保有者が主に留意すべき事項

情報保有者	主な情報の種類	含まれる主な情報	提供する際の主な留意事項
生産者 (生産者・出荷団体)	栽培情報	・生産者情報	○住所や問い合わせ先など、個人情報が含まれるため、提供する情報が一般公開か限定公開かを確認する。
		・栽培仕様(カタログ)情報 ー同じ商品に共通する栽培方法 ー肥料成分の仕様 ー農薬使用計画等	○一般公開の場合、栽培仕様情報に権利保護の対象となりうる生産者のノウハウが含まれていないか確認する。
		・栽培履歴情報 ー肥料・農薬の散布記録 ー検査情報(残留農薬濃度等) ー収穫記録 等	○消費者や一部の流通業者は、肥料や農薬の基準は栽培品目や都道府県によって異なることを知らないため、正しく理解されないリスクがある。 ○消費者や一部の流通業者は、検査方法についてサンプリング検査と全量検査の違いをよく認識していない場合がある。 ○食品事故等の有事における原因の早期発見と影響範囲の特定のために、肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報は、自ら記録しておく必要がある。
		・出荷計画 ・出荷記録	○流通業者の選定にも利用されるため、正確な情報が求められる。
	品質情報	・糖度 ・等級	○消費者や一部の流通業者は、糖度等の検査について、正確な測定方法は確立されておらず、検査方法も統一されていないことを知らないことから、正しく理解されないリスクがあるため、公開

			範囲に注意する必要がある。 ○消費者や一部の流通業者は、検査方法についてサンプリング検査と全量検査の違いをよく認識していない場合がある。
	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報	○有事の際（食品事故等）における原因の早期発見と影響範囲の特定のために、出荷先等の流通情報は、自ら記録しておく必要がある。
流通業者（卸売業者、仲卸業者、小売業者等）	流通情報	・位置情報 ・拠点名称 ・入荷情報 ・出荷情報	○有事の際（食品事故等）における原因の早期発見と影響範囲の特定のために、出荷先等の流通情報は、自ら記録しておく必要がある。
	販売情報	・在庫 ・販売計画 ・商品規格	○販売情報は内部情報であり、同業他社に販売戦略が見えてしまう恐れがあるため、公開範囲に注意する必要がある。 ○在庫については、流通業者によって在庫管理の考え方が異なるため、サービス利用者が誤解する恐れがある。誤解を生まない範囲と方法で、情報を提供する必要がある。
	評価情報	・味 ・外見 ・感想	○評価情報は、生産者の不利益となる場合もあるため、提供先に注意する必要がある。
消費者	評価情報	・味 ・外見 ・感想	○消費者からの評価情報は偏った意見の可能性があるので、考慮する必要がある。

2.2. 提供の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認

農産物情報保有者が情報サービス事業者等に情報を提供する際には、利用規約に示されている利用の条件を必ず確認する。図表 19 は、公共や商用の農産物情報提供サービスの利用規約の記述項目例をまとめたものである。

また、提供した情報がどの範囲で利用・加工されるのか、提供した情報の有効期限や更新作業の責任などについて、確認しておく必要がある。

さらに、利用規約では、情報保有者の権利保護と情報サービス利用者の利用要求とのバランスを調整することが必要である。

図表 19 情報保有者と情報サービス事業者等間の利用規約の記述項目例

項目例	規定すべき事項
提供された情報の利用者、利用目的や用途	- 商品取引の実施可否 - 提供した情報の利用許可範囲（利用者、利用目的や用途） - 二次利用の承諾、第三者提供の可能性
ユーザーID、パスワードの管理	- ユーザーID やパスワードの管理主体 - 譲渡の禁止
虚偽情報、誇張表現の禁止	- 虚偽の情報の登録、事実を誇張する表現の禁止 - 禁止事項に反した場合の対応方法
情報の公開条件	- 提供する情報の一般公開の有無 - 登録を禁じる情報の種別（例：守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されては困る情報等）
法規の遵守	- 誹謗中傷の禁止 - 公序良俗に反する行為や営業妨害等の禁止
情報提供した情報保有者の責任範囲	- 提供した情報の内容に対する説明責任 - 提供した情報の質の確保 - 提供した情報に起因する損害の賠償責任
情報サービス事業者等の責任範囲	- 事業者の免責範囲 - 賠償責任の上限
利用料・期間	サービスに係わる利用料・期間
契約の解除	- 契約解除できる条件や権利 - 契約解除の実施手順
提供された情報の信頼性・品質	- 提供した情報の有効期限 - 情報の更新作業の責任主体 - 情報提供者の明示方法
一般的留意事項	- 準拠法、裁判管轄の規定 - サービス停止、サービス終了等の事前通知義務

2.3. 提供する情報の信頼性・品質

農産物情報保有者が提供した情報には、通常、利用規約で有効期限が決められており、情報の更新は情報保有者が行うこととされている。しかし、情報サービス事業者等による情報の二次利用の過程で、情報が加工されたり、他の情報サービス事業者等に提供されたりすることも発生する。この場合、情報保有者が登録した情報を更新しているにもかかわらず、最終的な情報サービス利用者が、更新が反映されていない古い情報を利用し続けるような問題が起こりうる。また、農産物情報保有者が提供した情報と他の情報保有者が提供した情報とがマッシュアップされることにより、元々の情報保有者が提供した情報の範囲が、情報サービス利用者から分かりにくくなる事態も発生しうる。

このような状況を勘案し、情報保有者は、情報を提供する際には、情報の品質を確実に担保でき、情報サービス利用者に対して情報保有者を表示または説明できる情報サービス事業者等を選ぶことに留意する。

2.4. 農産物情報サービス事業者等が開示している情報の確認

農産物情報サービス事業者等を選ぶ際には、「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」などを参考にして、事業者が開示しているサービスやサポート情報について確認する。

第Ⅲ部 二次利用促進編

第Ⅲ部では、情報サービス事業者等などが農産物情報を二次利用する際に情報サービス利用者にサービスを訴求するために備えておくべき利用者メリットと留意事項、参考にすべき先進事例等について述べる。

1. 農産物情報の二次利用メリットについて

1.1. 目的別、利用パターン別の二次利用メリット

農産物情報を提供・二次利用することで、情報保有者、情報サービス利用者双方ともにさまざまなメリットを得ることができる。ここでは、第Ⅰ部 2.5 の目的別、利用パターン別の農産物情報の主な二次利用メリットを図表 20 にまとめた。情報サービス事業者等には、情報サービス利用者のメリットを考慮に入れ、今後提供するサービスの検討を行っていただきたい。また、具体的な先進事例が存在するケースについては、本ガイド内の紹介箇所を記載しているため、併せて参考にしていただきたい。先進事例が記載されていない農産物情報の二次利用目的は、今後取り組みが期待されるものである。

図表 20 農産物情報の主な二次利用メリット

目的	主な二次利用メリット	先進事例
① 商品情報 (カタログ) の活用	- 流通業者は、栽培情報（生産者情報、栽培仕様情報、出荷計画）を公開している生産者の情報を確認することで、農産物の仕入れ先を効率的に探すことが可能となる。 - 消費者は、農産物の情報を知ることによって安心して商品を購入することが可能となる。	第Ⅲ部 1.2「SEICA」 第Ⅲ部 1.2「いばらき農みるねっと」
② -1 品質管理 (平常時)	流通業者は、栽培情報（栽培履歴、検査情報）を公開している生産者の情報を確認することで、求めている品質（安全性等）の農産物の仕入れ先を効率的に探すことが可能となる。	第Ⅲ部 1.2「米の情報提供システム」
② -2 品質管理 (有事)	行政機関等は、食品事故等の有事の際に、生産者及び流通業者の流通情報や栽培履歴を確認することで、原因の早期発見、影響範囲の特定が可能となる。	—
③ マーケティング	- 生産者は、消費者の意見を反映した商品提供が可能となり、販売促進に繋がる。 - 生産者は、流通業者からの評価を反映した商品提供が可能となり、販売促進に繋がる。 - 流通業者は、消費者の意見を反映した商品開発が可能となり、販売促進に繋がる。 - 生産者は、流通業者の販売情報を知ることによって、新たな生産計画、効率的な販路開拓が可能となる。	—

④ 消費者の時々 の関心に応じた利 用	• 消費者は、農産物の安心・安全に関わる実態を購 入時に知ること、農産物の購入の参考とするこ とが可能となる。	第Ⅲ部 1.2「食品の 放射能検査データ」 との連携
⑤ 環境保全	• 消費者は、農産物が生産された産地の環境情報を 確認することで、付加価値の高い（安心できる産 地で生産された）農産物を購入することが可能と なる。 • 消費者は、環境保全に取り組んでいる産地の農産 物を購入することで持続可能な社会への貢献が できる。	—

1.2. 参考となる事例の成功要因とその効果の解説

ここでは、4つの事例を紹介し、成功要因とその効果について解説する。

● 青果ネットカタログ「SEICA」＜商品情報（カタログ）＞

情報保有者	情報サービス利用者
生産者・出荷団体	流通業者、消費者
情報サービス利用者に提供する情報	効果
- 生産者情報 - 農産物の栽培仕様 - 農産物の出荷情報	① 生産者は、消費者や流通業者に農産物のこだわりや安心をアピールでき、販路拡大、販売促進に繋げることができる。生産者の写真や栽培履歴などを開示している生産者を流通業者が SEICA で探し、新たな取引を始めた事例などがある。 ② 流通業者は、掲載している生産者にすぐ連絡できるなど、調達の効率化が図れる。有機農産物、減農薬栽培など産地、品目、栽培方法など流通業者が求める内容で、SEICA を使って効率的に検索を行った事例などがある。 ③ 消費者は、購入する農産物について、誰がどのように栽培しているかを確認することで安心して購入することができる。実際に、食品事故発生時などに、消費者からの検索が増加する。
サービス概要等	
青果ネットカタログ「SEICA」は、農産物情報を公開する公的なデータベースである。（財）食品流通構造改善促進機構が所有し、（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所及び農林水産研究計算センター（農水省）の協力により運用している。2002 年 8 月よりサービスを開始し、2013 年 1 月現在、カタログ制作者数は 2,701 名、カタログ登録数は 14,761 件である。 また、「SEICA」に登録されている情報は、WEB サービスにより、別のシステムで自由に二次利用することができる。例えば、流通業者が農産物の POP を自動作成して店頭に掲げたり、店頭で端末を置いて情報を開示するような使い方もできる。 SEICA に登録されている商品情報は、登録した者が自己責任で管理しており、SEICA 運営者は情報に関する正しさ、妥当性に関してチェックはしていない。	

図表 21 SEICA のしくみ（「SEICA ネットカタログ」財団法人食品流通構造改善促進機構、独立行政法人食品総合研究所）



図表 22 SEICA で公開される情報（<http://seica.info/>）

The screenshot displays the SEICA website interface. The top navigation bar includes links for **商品情報 (Product Information)**, **SEICAについて (About SEICA)**, **カタログ検索 (Catalog Search)**, and **カタログ制作 (Catalog Creation)**. The main content area is divided into three sections:

- 生産物情報 (Product Information):** Displays details for a specific product, including **分類 (Classification)**, **品目 (Item)**, **商品名 (Product Name)**, **品種名 (Variety Name)**, **生産標準品名コード (Production Standard Product Name Code)**, **栽培面積 (Cultivation Area)**, **栽培区分 (Cultivation Division)**, **認証 (Certification)**, and **生産者の写真 (Producer's Photo)**. The registration date is **登録日: 2009/05/11** and the expiration date is **有効期限: 2010/05/29**.
- 生産者情報 (Producer Information):** Displays details for a specific producer, including **生産者名 (Producer Name)**, **郵便番号 (Postal Code)**, **経営区分 (Management Division)**, **栽培地面積 (Cultivation Area)**, and **作っている農産物 (Produced Crop)**. It also shows a table of crops: **トマト (Tomato)**, **ナス (Eggplant)**, and **スイスチヤード (Swiss Chard)**, each with **面積(m²) (Area (m²))** and **数量(t) (Quantity (t))**. The **生産者写真 (Producer Photo)** is also displayed.
- 出荷情報 (Shipping Information):** Displays details for a specific shipment, including **原産地 (Origin)**, **栽培区分 (Cultivation Division)**, **出荷者名称 (Shipper Name)**, **代表者 (Representative)**, **郵便番号 (Postal Code)**, **住所 (Address)**, and **電話 (Phone Number)**.

● いばらき農みるねっとく商品情報（カタログ）の活用＞

情報保有者	情報サービス利用者
生産者・出荷団体	流通業者、消費者
情報サービス利用者に提供する情報	効果
・生産者情報 ・農産物の栽培仕様 ・農産物の出荷情報	① 生産者は、消費者や流通業者に安全で安心というお墨付きを得た農産物をアピールでき、信頼を得た取引を安定的に行うことができる。 ② 流通業者は、掲載している生産者や生産者団体にすぐ連絡できるなど、クレームや商品回収等のリスクに対応しやすい。 ③ 流通業者は、（残留農薬検査を行った農産物のため）安心して購入・販売できる。同じ産地の生産者が一斉に残留農薬検査結果を公表することで、産地のイメージ向上に繋がっている。 ④ 消費者は、農産物について誰がどのように栽培しているかを確かめることで安心して購入することができる。また、レシピなど付加価値のある情報も得られる。
サービス概要等	
いばらき農みるねっとは、「SEICA」のデータベースを使って、茨城県で生産された農産物についてよりいっそう農産物の安心をアピールすることができるしくみである。 2003年にサービスを開始し、登録者数は、2012年12月時点でJA部会、個人、法人、任意団体含めて240団体である。JA部会については、茨城県内のほとんどの部会が登録されている。 茨城県、JA茨城県中央会、JA全農いばらき、園芸いばらき振興協会が組織・運営する、いばらき農みるねっとの管理運営委員会は、予め定めた栽培管理や運営に関する基準を満たしている生産者や生産者団体の情報だけを受け付け、内容をチェックすることで、情報の信頼性を確保している。いばらき農みるねっとに掲載されていることで、生産者は農産物を安心して購入してもらうことができる。流通業者も安心して購入・販売できる。消費者は、自分の購入した農産物について、誰がどのように栽培しているのか、詳しいプロフィールを確かめることができる。 公開される情報は、生産者紹介、農産物の紹介、栽培の特徴、出荷情報、産地の様子、問い合わせ先である。生産者は管理運営委員会に残留農薬検査結果を提出する必要がある、安全性を確認できた農産物だけが公開されている。また、公開される情報の開示期間を1年間とし、期間を延長する場合には、再度内容をチェックしている。なお、周年栽培など栽培期間の長いものは、生産履歴情報について内容を更新することとしている。	

図表 23 いばらき農みるねっとのしくみ (<http://ibrk.jp/>)



図表 24 いばらき農みるねっとで公開される情報 (<http://ibrk.jp/>)

生産履歴情報詳細

生産者名

カタログ番号

作物名

品目

産地詳細はこちら

生産者紹介

生産者写真

人が生きていく上で、「食」という大切な部分を仕事としている事を誇りに思い、安心・安全な野菜を丹精込めて、美味しく栽培しています。

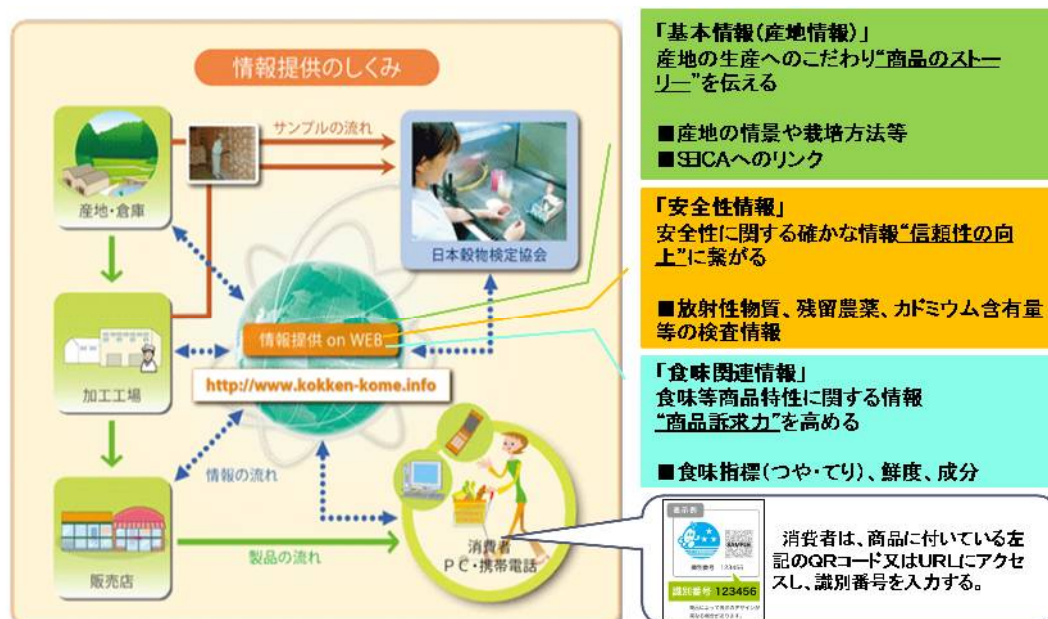
生産者名	生産者情報
管理責任者	
生産者姓	
栽培面積	
出荷量	

詳細を表示する

● 「米の情報提供システム」＜品質管理（平常時）＞

情報保有者	情報サービス利用者
生産者・出荷団体・検査機関	流通業者、消費者
情報サービス利用者に提供する情報	効果
・ 産地情報 （産地の情景や栽培方法等） ・ 安全性情報 （放射性物質、残留農薬、カドミウム含有量等の検査情報） ・ 食味関連情報 （米のつや・てり、鮮度、成分（たんぱく質）等）	① 生産者は、第三者検査機関による検査によって、消費者へ米の品質をアピールできる。 ② 流通業者は、第三者検査機関による検査によって、調達する米の品質を担保できる。 ③ 消費者は、第三者検査機関による検査によって、安心して米を購入できる。
サービス概要等	
「米の情報提供システム」は、市場に流通している精米を対象として、第三者検査機関が原料である玄米と精米の検査を行い、一般に公開することで、流通業者は調達する米の品質を担保でき、消費者へも品質をアピールできるしくみである。 「米の情報提供システム」で公開している情報は、産地情報、安全性情報、食味関連指標の大きく 3 つである。米の生産者・出荷団体、及び自社ブランドを展開する流通業者は、第三者検査機関の検査結果を公表することで、公正さと安心をアピールできる。また、産地情報や食味などの商品の訴求力を高める情報も提供できる。消費者の安心感や満足感に繋がる情報提供システムである。	

図表 25 米の情報提供システム (<http://www.kokken.or.jp/infosystem01.html>)



- 「食品の放射能検査データ」との連携＜消費者の時々に関心に応じた利用＞

情報保有者	情報サービス利用者
生産者・出荷団体、行政機関	流通業者、消費者
情報サービス利用者に提供する情報	効果
・生産者情報 ・農産物の栽培仕様 ・農産物の出荷情報 ・出荷停止情報	① 生産者は、商品別の出荷停止情報により、風評被害の影響による販売減少を抑えることができる。 ② 流通業者は、出荷停止情報により、仕入計画の見直しを的確に行うことができる。 ③ 流通業者は、出荷停止情報により、安心して商品を購入・販売することができる。 ④ 消費者は、出荷停止情報を基に、農産物を安心して購入することができる。
サービス概要等	
東日本大震災において、原子力発電所から発生した放射能による農産物への影響に関する流通業者・消費者の関心の高さから、SEICA の栽培情報（カタログ）と関連する放射能検査データを用いて、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限情報を表示する取組が行われた。 正確な情報をリアルタイムに公開することで、風評被害の防止に繋がる、流通業者は仕入計画の見直し等を的確に行うことが可能となる等の効果がある。	

図表 26 食品の放射能検査データとの連携



2. 農産物情報保有者との関係における留意事項

2.1. 提供された情報の利用目的

農産物情報サービス事業者等は、従来のサービスにおいて、利用目的や用途を限定しない場合が多かった。しかし、今後二次利用を促進していくためには、情報保有者が提供した情報をさらに第三者である他の情報サービス事業者等に提供する場合を考慮したサービス設計が必要である。情報保有者との関係においては、二次利用の許諾や第三者提供について、利用規約に盛り込むことが求められる。

2.2. 目的別、利用パターン別の留意事項

農産物情報を提供・二次利用することで、情報保有者、情報サービス利用者双方ともにさまざまなメリットを得ることができる一方、留意しなければならない点もある。図表 27 は、目的別、利用パターン別の農産物情報の主な留意事項をまとめたものである。

- 提供された情報をどの範囲で利用・加工するのかを必ず明記する。
- 平時に、継続的に利用してもらう工夫をする。
- 肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等については、検査方法の実態や適切性を理解する。
- 肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等は、ふだん限定公開としていても、有事の際には公開することを情報保有者に告知する。

図表 27 情報保有者等との関係において情報サービス事業者等が主に留意すべき事項

目的	主な留意事項
① 商品情報（カタログ）の活用	・ 情報サービス事業者等は、栽培方法などのノウハウの情報の提供を受けるに当たり、一般公開か限定公開かを明記する。 - 栽培方法などの情報は、一般公開すると情報保有者のノウハウではなくなり、権利保護されなくなることを情報保有者に告知する。 - 限定公開として所有者から情報を提供された場合、所有者の権利を忠実に保護する。 ・ 情報サービス事業者等は、情報提供において継続的に利用してもらう工夫をする。 ・ 情報サービス事業者等は、情報保有者の出したい情報と、情報サービス利用者の知りたい情報をマッチングさせる。 - 生産者は栽培のこだわりをアピールしたいが、流通業者は生産量を知りたい、など
② -1 品質管理（平常時）	・ 情報サービス事業者等は、肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報の提供を受けるにあたり、一般公開か限定公開かを明記する。 ・ 肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等については、検査方法の実態や適切性を理解する。 - 肥料や農薬の基準は栽培品目や都道府県によって異なる。 - 消費者や一部の流通業者は、検査方法についてサンプリング検査と全量検査の違いをよく認識していない場合がある。 - 出荷してすぐ売らなければならない野菜に対して、日数のかかる検査では意味がない。 - 糖度等の検査については、正確な測定方法は確立されておらず、検査方法も統一されていない。
② -2 品質管理（有事）	・ 情報サービス事業者等は、肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報は、ふだん限定公開としていても、有事の際には公開することを情報保有者に告知する。
③ マーケティング	・ 生産者に対しては、「品質管理」（平常時）に同じ。 ・ ソーシャルメディアの進展により、消費者からの情報は集めやすくなっているものの、消費者はネガティブな情報をあげやすい。
④ 消費者の時々に関心に応じた利用	・ 「品質管理」（平常時）に同じ。
⑤ 環境保全	・ 「品質管理」（平常時）に同じ。

2.3. 提供を受ける際の条件（許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等）の確認

農産物情報サービス事業者等は、情報保有者から情報の提供を受ける際には、利用の条件を確認してもらい、利用規約を結ぶことが必要である。図表 28 は公共や商用の情報提供サービスの利用規約の記述項目例をまとめたものである。情報サービス事業者等は、情報がどの範囲で利用・加工するのか、情報の有効期限や更新作業の責任、苦情処理の責任などを明記し、情報保有者に承諾してもらう必要がある。

また、情報サービス事業者等が提供された情報の管理や分析・統計処理等を外部委託する場合には、守秘義務要求や外部委託先の管理・統制等を適切に行う必要がある。

図表 28 情報保有者と情報サービス事業者等間の利用規約の記述項目例

項目例	規定すべき事項
提供された情報の利用者、利用目的や用途	- 商品取引の実施可否 - 提供した情報の利用許可範囲（利用者、利用目的や用途） - 二次利用の承諾、第三者提供の可能性
ユーザーID、パスワードの管理	- ユーザーID やパスワードの管理主体 - 譲渡の禁止
虚偽情報、誇張表現の禁止	- 虚偽の情報の登録、事実を誇張する表現の禁止 - 禁止事項に反した場合の対応方法
情報の公開条件	- 提供する情報の一般公開の有無 - 登録を禁じる情報の種別（例：守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されて困る情報等）
法規の遵守	- 誹謗中傷の禁止 - 公序良俗に反する行為や営業妨害等の禁止
情報提供した情報保有者の責任範囲	- 提供した情報の内容に対する説明責任 - 提供した情報の質の確保 - 提供した情報に起因する損害の賠償責任
情報サービス事業者等の責任範囲	- 事業者の免責範囲 - 賠償責任の上限
利用料・期間	サービスに係わる利用料・期間
契約の解除	- 契約解除できる条件や権利 - 契約解除の実施手順
提供された情報の信頼性・品質	- 提供した情報の有効期限 - 情報の更新作業の責任主体 - 情報提供者の明示方法
一般的留意事項	- 準拠法、裁判管轄の規定 - サービス停止、サービス終了等の事前通知義務

2.4. 提供された情報の信頼性・品質

情報保有者から提供を受けた情報には、通常、利用規約で有効期限が決められており、情報の更新は情報保有者が行うこととされている。しかし実態は、情報保有者が情報の更新を行っていない場合が多い。情報サービス事業者等は、有効期限の切れた情報の処遇について、あくまで情報保有者の責任で管理してもらうのか、あるいは事業者責任で削除するのか、利用規約で示しておく必要がある。

3. 農産物情報サービス利用者との関係における留意事項

3.1. 目的別、利用パターン別の留意事項

農産物情報を提供・二次利用することで、情報保有者、情報サービス利用者双方ともにさまざまなメリットを得ることができる一方、留意しなければならない点もある。図表 29 は、目的別、利用パターン別の農産物情報の主な留意事項をまとめたものである。

- どの情報を公開とするか、非公開とするかを定める。
- 情報保有者の出したい情報と利用者の知りたい情報をマッチングさせるよう工夫する。
- 肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等については、情報の出し方を工夫する。
- 平時に継続的に利用してもらうしくみを工夫する。

図表 29 情報サービス利用者との関係において情報サービス事業者等が主に留意すべき事項

目的	主な留意事項
① 商品情報（カタログ）の活用	・情報サービス事業者等は、どの情報を公開とするか、非公開とするかを定める。 ・情報サービス事業者等は、情報保有者の出したい情報と情報サービス利用者の知りたい情報をマッチングさせるよう、工夫する。 -生産者は栽培のこだわりをアピールしたい、流通業者は生産量を知りたい、等。
③ -1 品質管理（平常時）	・情報サービス事業者等は、肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報を提供する場合には、公開・限定公開の判断を含めて、情報の出し方を工夫する。 -消費者や一部の流通業者は、肥料や農薬の基準は栽培品目や都道府県によって異なることを知らないため、正しく理解されないリスクがある。 -消費者や一部の流通業者は、検査方法についてサンプリング検査と全量検査の違いをよく認識していない場合がある。 -消費者や一部の流通業者は、糖度等の検査について、正確な測定方法は確立されておらず、検査方法も統一されていないことを知らないため、正しく理解されないリスクがある。
③ -2 品質管理（有事）	・情報サービス事業者等は、有事における原因の早期発見と影響範囲の特定のために、利用者からの問い合わせに迅速に対応できる体制をつくる。
④ マーケティング	・情報サービス事業者等は、平時に継続的に利用してもらうしくみを工夫する。 ・情報サービス事業者等は、肥料や農薬の使用実績、残留農薬検査結果等の情報の提供は、販路拡大に繋がる一方、「品質管理」（平常時）と同じリスクがあることに配慮する。
④ 消費者の時々々の関心に応じた利用	・情報サービス事業者等は、消費者、生産者、流通業者の価値観は同一ではないことに配慮する。 ・「品質管理」（平常時）に同じ。
⑥ 環境保全	・「品質管理」（平常時）と同じ。

3.2. 利用規約の作成

農産物情報サービス事業者等は、情報サービス利用者にサービスを提供する際には、利用の条件を確認してもらい、利用規約を結ぶことが必要である。誰でも自由に利用できる公共サービスであっても、利用規約は作成する必要がある。情報サービス利用者に対して、利用規約で明示すべき記述項目例は、図表 30 の通りである。

図表 30 情報サービス利用者と情報サービス事業者等間の利用規約の記述項目例

項目例	規定すべき事項
サービス範囲と提供する情報の利用許可範囲	サービス提供する情報の利用許可範囲（利用者、利用目的や用途）
ユーザーID、パスワードの管理（有償もしくは会員制サービスの場合）	- 会員登録の方法 - ユーザーID やパスワードの管理主体 - 譲渡の禁止
情報の改変の禁止	掲載情報の改変の禁止
法規の遵守	- 誹謗中傷の禁止 - 公序良俗に反する行為や営業妨害等の禁止
情報サービス利用者の責任範囲	- 自己責任の範囲 - 損害賠償の責任範囲
情報サービス事業者等の責任範囲	- 事業者の免責範囲 - 賠償責任の上限
利用料・期間（有償もしくは会員制サービスの場合）	サービスに係わる利用料・期間
契約の解除（有償もしくは会員制サービスの場合）	- 情報サービス利用者が契約解除できる条件や権利 - 情報サービス事業者等から契約解除できる条件や権利 - 契約解除の実施手順
提供するサービスの信頼性・品質	- セキュリティ対策 - サポート体制、連絡窓口の明記 - 取得する個人情報の種類、個人取得の目的、用途
一般的留意事項	- 準拠法、裁判管轄の規定 - 著作権の帰属者 - サービスの停止・変更・終了に関わる事前通知義務

3.3. 情報サービス利用者に提供する情報の信頼性・品質

第Ⅱ部 2.3 で前述したように、農産物情報保有者が提供した情報には、通常、利用規約で有効期限が決められており、情報の更新は情報保有者が行うこととされている。しかし、情報サービス事業者等による情報の二次利用の過程で、情報が加工されたり、他の情報サービス事業者等に提供されたりする可能性もある。この場合、情報保有者が登録した情報を更新しているにもかかわらず、最終的な情報サービス利用者が、更新が反映されていない古い情報を利用し続けるような問題が起こりうる。農産物情報サービス事業者等は情報サービス利用者に対し、情報には期限があること、及び、いつ誰がその情報を提供したのかについて留意することを示す必要がある。

3.4. 情報開示による信頼の獲得

農産物情報サービス事業者等は、情報サービス利用者に対し、自らのサービス品質、セキュリティ対策、サポート体制などについて情報開示することで、情報サービス利用者の信頼を得やすくなる。その際、「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成 23 年 12 月）⁶が参考になる。

⁶ http://www.soumu.go.jp/main_content/000138675.pdf